

<論文題目>

私事化社会における学校教育の意義
— 日米英の新しい動きをふまえて —

指導教授 森川直

論文指導教員 山口 健二

岡山大学大学院 教育学研究科 学校教育専攻 18-010 山本 裕子

I. 研究の目的

1980 年代から世界的規模であらゆる分野において市場主義的な考えが強まり、それに伴い、教育の分野でも学校教育を含め、私事化が急速に進行してきた。教育の私事化とは、公教育内での公的機関（政府や地方当局）の関与する割合を減少させ、その反面、私的要素を増加させることを意味している。我が国でも 1980 年以降、私学部門が拡大し、習い事や学習塾などの増加による公立学校からの離脱や、学校五日制などによる公の責任縮小が見られるようになった。教育の私事化が広がっているなか、学校だけが教育に関与していくのではなく、子どもの教育に地域社会もこれまでより一層関わっていかねばならない。つまり地域社会も子育てや学校教育に協力していき、学校と地域社会の連携が重要視されていく。中央教育審議会も学校五日制に関して「家庭や地域社会の教育力の充実とあいまってはじめてその趣旨が生かされるもの」としており、学校や地域社会の連携の重要性が理解できる。

しかしながら、今日家庭力や地域のつながりの低下が叫ばれるなか、簡単には連携ができず、私事化が急速に進むことに対応しきれないで、「家庭や地域社会の教育力が回復しないうちに学校五日制を実施しても成果が期待できないということになり、学校教育のスリム化は保護者たちに学力低下への不安感を抱かせることになり、公立離れに拍車をかける結果をもたらした」¹とも述べられている。そのような今だからこそ、学校と地域社会が連携することで子どもたちの教育に携わっていくべきである。そのためには、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を把握し、お互いをサポートしながら連携を進めていく必要がある。

私事化における問題点があるものの、規制緩和や私事化の促進によって、新しい改革が進められてきた。公立学校の教育水準向上のために実施された学校選択制度について、市川は「学校間の競争こそが教育サービスの質を向上させる」²とし、公立学校や私立学校だけでなく、株式会社やNPOなど、多様な学校設置を認める必要があると述べている。その場合、設置者だけで設立趣意を決めるのではなく、保護者や教員、そして子どもたち、関係者全てが協力して創り上げていくことが必要である。関係者全ての意見を反映させることにより、個人の意見を取り入れることができたり、集団としての意見も取り入れることもできたりする。これは学校教育における新たな公共性の構築である。

そこで、新しいかたちの公教育として、アメリカのチャータースクールや、イギリスの LMS (Local Management of Schools—地域による学校経営) を取り上げる。日本がコミュニティ・スクールを設立する際、当初はチャータースクールをモデルとして検討され、続いてイギリスの公立学校に設置されている、「学校理事会」がモデルとして採用された。日本のコミュニティ・スクールは、「チャータースクールの基本精神と、LMSの制度論を合わせてできあがったものである」³と金子は述べている。そこで日本にも学校教育に新しい風を送り込むため、コミュニティ・スクールを提案し、「地域運営協議会」により、地域社会の多様なニーズに応え、地域コミュニティが自律的に学校を運営していくことができるようになりつつある。

このように新しいかたちの公教育を探ることで、私事化社会における公教育を再考し、コミュニティ・スクールにおいて地域社会との連携をいかにして実行していくことができるか、また学校教育の意義を見直すことで今後の学校教育の在り方を探ることを本研究の目的とする。

II. 論文構成

第1章 私事化社会における公教育の意義

第1節 新自由主義的教育政策の隆盛

第2節 グローバルに見た公教育の再編

第3節 本論文の目的

第2章 アメリカにおける公教育思想

第1節 アメリカにおける公教育思想

第2節 1980年代の教育改革

第3節 チャータースクールに見る新しい公教育思想

第1項 チャータースクールの概要

第2項 チャータースクールから公教育への展望

第4節 まとめと考察

第3章 イギリス公教育と LMS

第1節 イギリスの伝統的公教育思想

第2節 サッチャーによる教育改革

第3節 LMS に見る新しい公教育思想

第1項 LMS (Local Management of Schools)

第2項 LMS における学校理事会について

第4節 まとめと考察

第4章 日本の公教育における新しい方向性

- 第1節 学校評議員制と学校評価
- 第2節 学校運営協議会
- 第3節 新しい公教育の在り方としてのコミュニティ・スクール
 - 第1項 コミュニティ・スクールの概要
 - 第2項 コミュニティ・スクールの事例
- 第4節 まとめと考察

おわりに 今後の学校教育の展望

Ⅲ. 論文の概要

第1章 私事化社会における公教育の意義

臨時教育審議会が教育の自由化路線を打ち出した 80 年代中頃から「教育の私事化」現象が目立ちはじめた。90 年代に入ってから市場主義的な教育政策が全面的に実施されるようになり、「教育の私事化」が急速に推進されるようになった。次に述べるようにそれは極めて広範囲にわたっている。

その第一は私学部門の拡大である。90 年代を通じて家計収入の伸び悩みにも関わらず、学力低下や教育荒廃への不安などから私立学校に対する選好が強まった。財政事情等を理由に国公立部門を縮小する政策が取られたのに対し、私立部門は規制緩和にも助けられ、学校数、在学者数のいずれにおいてもシェアが拡大した。それを促進するために私学行政とイデオロギーの両面にわたって援助する政策も取られてきた。行政的援助は設置基準など規制の緩和、財政的援助は私立学校及び私学在学者家計に対する補助金交付や税の減免などがある。

第二は国公立部門の私事化である。そのひとつは学校教育の縮小である。学校週五日制は教育行政が責任をもつ教育時間を縮小するものであり、その分を家庭や地域社会がカバーすることになる。保護者が子どもの世話をする時間が増え、塾その他を利用することに伴って家計の支出も増大することになる。これは休業日になった一日の過ごし方とその成果を家庭の嗜好と教育力及び経済力に委ねるという意味で、教育の私事化である。

また、国公立学校の擬似市場化政策もある。これは親の選択による学校間の競争を促進すると同時に、企業的手法の導入などにより国公立学校経営の効率化を図ろうとするもので、国公立大学の法人化や公立義務教育学校の選択制などがその代表的な例である。これらは大学の知的企業体化や供給者間の競争強化という意味で、やはり教育の私事化である。

第三に国公立を問わず公教育システムを解体するものである。学校経営を民間に委ねたり、経費の私費負担を増やしたりすることで、親の消費者意識を強化する。それによって学校に依存する依頼者から、学校を選択する消費者、さらには教育サービスの内容と品質を選択できる顧客の立場に高める。さらに学校に生産者・消費者モデルを導入し、産業

界の用語と様式を教育界に浸透させる。

第四は教育事業民営化の推進である。それは財政負担の節減と教育の多様化を進めるのに役立てると同時に、企業に対して新しい産業分野を開放し、教育産業の振興を図ることをねらいとしている。これまで学校法人が設置する私立学校、国や地方公共団体が設置する国公立学校、営利企業が経営するもろもろの教育事業は、それぞれ縄張りを持ち棲み分けていた。ところが私事化の進行につれて三者の境界が曖昧になってきた。

世界規模でも同じように教育改革が進められており、それにはいくつかの共通点がみられる。第一に、従来の改革が教育の新しい枠組みの創出という点に特徴があったのに対し、近年の改革は既存の枠組みを「再構造化」という点に特徴がある。社会の変化とそれに伴って生ずる問題状況に対応して、教育システムの効率性・適切性を高めるべく再構造改革が進められている。

第二に、特に欧米諸国では、学校教育の伝統的な機能についてその低下が深刻な問題として注目され、その回復・改善が志向されているのに対し、日本では学校教育の画一性と過剰な役割遂行が批判され、その縮小と多様化が志向されている。欧米諸国では、科学技術水準の向上や経済国際競争力の向上が直接的な目標として掲げられ、教育の卓越性が追求されているのに対して、日本では、個性の開花や文化的な豊かさの問題としてとらえられ、卓越性の全体的な底上げよりも、差異化・多様化が重視されている。

第三に、特に英米と日本では、その目標を達成させるために、教育に市場原理・競争原理を導入し、教育の市場化・私事化を促進する動きが強まっている。その動向の中で、教育の公共性の問題があらためて課題となっている。

第2章 アメリカにおける公教育思想

アメリカの公教育行財政の現在の特徴は、地方学区の地方教育委員会が主体であり、州によって権限上の相違があるとはいえ、州教育局が定めた大綱的基準の枠を守り、州からの財政支援を受けて、地域住民の意思と要望をできるだけ反映した学校運営をしている。

アメリカでは、学力低下や学校荒廃にみられる学校教育の危機が 60 年代から 70 年代にかけてみられるようになった。これは公教育における過度の多様化が、学習者個人の教育的ニーズや興味・関心を強調し、英語や数学、理科、社会などの教科の軽視によって起こったものであった。学校は学習の場として成立し難い状況となり、全体的な学力低下が憂慮されるようになった。そして 1983 年に発表された報告書「危機に立つ国家」は、教育が直面する危機的状況を国民に訴え、全米に大きな衝撃を与えた。そこで初等中等教育改革の学力の向上に力が注がれた。その基本的な方向として、これまでの行き過ぎた多様化への反省から、教育内容の基準化・共通化を図る一方、教育成果に対する責任を問いながら、学区もしくは学校の主体的で積極的な取り組みを引き出すことに努力が払われてきた。

1994 年、「アメリカ教育目標 2000 年法」がクリントン大統領の署名により成立した。そ

の一つに「米国では、両親の教育への関与および学校活動への参加は、子どもの成績向上のための極めて重要な要素であり、その増大を図ることは学校管理者の大きな役割の一つとみなされている」とある。現在のアメリカの学校区を基礎とする公教育制度において、住民が教育委員選出や予算承認を通じてその意思を反映させる「ローカルコントロール（地方による統治）」が伝統的特徴になっており、住民の意見が取り入れられる体制が非常によく整っていることをみると、アメリカの公教育において地域住民の声を取り入れることは重要視されていると考えられる。

1991年にチャータースクールが初めて法制化された。チャータースクールは州教育機関との契約に基づき、教師、両親、その他の地域グループによって学校区から離れ自律的に運営される公立学校である。チャータースクールの設立は、有志グループが学校をつくりたいと手を挙げることから始まる。申請は州と学区が審査し、州、学区と申請者の間で児童生徒の学力向上などに関する契約を締結することで成立する。財政的には、施設・設備は設置者が負担するケースが多いが、経常費は学区が公費を当てたり、州教育委員会や学区と州の教育委員会が共同で出資したりする場合もある。

チャータースクールの特徴としては、①自律性、②責任性、③選択性、④公立学校の4つが挙げられる。一つ目の自律性については、州および学校区によって定められた公立学校に関する多くの法令規則の適用免除を受け、自律的に運営される。カリキュラム編成、財政、人事等を独自の権限で行うことができる、すなわち学校区からの「分権」である。二つ目の責任性については、上記のような権限委譲の特典と引き換えに、教育の結果、すなわち生徒の学習成果に対して責任を持つことが要求される。設立許可にあたり、学校の教育目標、その達成方法及び成果測定方法のほか、学校の組織運営、権利義務等が規定されるが、目標が達成されなければチャーターは更新されず、契約事項に違反があった場合にはチャーターは取り消される。三つ目の選択性については、両親が居住する学校区又は通学区域に基づき自動的に入学先が決定される公立学校と、学区内外のチャータースクールとを比較して、子どもの要望に合った学校を選択することができる。四つ目の公立学校については、チャータースクールはあくまでも公立学校であり、市民権、健康安全基準等に関する規定は免除されることはなく、公的資金による運営、授業料無料、入学時の選別禁止などが挙げられる。

チャータースクールの問題点として資金不足が一番に挙げられる。資金不足のため施設や設備不足に悩まされることもあり、教材購入、カリキュラム開発や教職員の研修費の不足が指摘されている。しかしながら、チャータースクールは何よりも多様化する子どもたちに対応することができることが一番の長所である。チャータースクール設立の際に学校目標を定め、その目標に共感した子どもたちが入学してくるため、様々な子どもたちに対応するというよりも、個別に合った対応をすることができる。また、入学の際に学校説明が行われたり、定期的に学校側と保護者、地域住民との意見交換の場が設けられたりしているため、アカウンタビリティが充実しているといえる。学校の運営に保護者が参加して

おり、学校側にだけ都合のいいようには運営はできない。そして、子どもや保護者から選ばれる学校になるために、魅力のある学校づくりをしていくことは必須であり、絶え間ない学校改革が求められている。

第3章 イギリス公教育と LMS

現在のイギリスの公教育は伝統的に地方分権が強く、各学校に設けられた学校理事会が学校運営にかかわる重要事項を審議・決定し、学校運営における理事会の権限は拡大している。

1944 年の教育法は、「すべてのものに中等教育を」の実現を目指し、地方教育当局はその地域のあらゆる種類の公教育の十分な施設を確保や、授業料の費用などに関する法令の責任を負い、地方分権による教育を行うことが定められた。

1988 年教育改革法による「学力向上」を目的としたサッチャー教育改革により、①全国共通のカリキュラム（ナショナル・カリキュラム）と統一学力テスト（ナショナル・テスト）の導入、②統一学力テスト結果の公表と、親への学校選択権の付与、③学校の自治の保障、④学校査察機関の設置が行われ、大規模な改革が行われた。統一学力テストの成績は一般公開され、保護者は成績のいい学校を選ぶようになるが、成績の悪い学校は選ばれなくなり、予算ももらえず、閉校に追い込まれるところもあった。サッチャーによる教育改革は、これまでとは異なる新しい改革だが、同時に弊害も生まれた。学校を競争社会にさらし、教育水準局の厳しい査察により学校に優劣をつけた結果、「教育の階層化」につながった。また、ナショナル・テストの順位を上げるため不正も行われ、子どもたちに過度のストレスを与えてしまうという結果ももたらした。一方、学校理事会には校長の任命から教師の採用などの人事権を与えたほか、予算の組み方や教材の選択、授業の進め方など、学校運営のすべてを任せるようになった。このように、イギリスは国家による強力な学校査察制度も導入され、教育行政のありようは、地方教育局に力があつたそれまでの「地方分権型」から「中央集権型」へと変貌した。

イギリスでは、国が全体の教育政策の枠組みや方向を定め、教育に関する基準を設置し、地方教育当局は学校を設置し、学校の管理・運営の責任と権限を持つ。そして実質的な意思決定は学校理事会に委託される。この学校理事会とは、全ての学校に設置することが義務付けられた学校の最高意思決定機関であり、学校の予算、人事、カリキュラムなどについての権限を持っている。また教育における国と地域の責任と役割を明確化し、全国的な品質コントロールを制度化した一方で、個々の学校の経営について地域に任せるという LMS（Local Management of Schools）の考え方を徹底させた。

LMSでは予算の運用、教職員の任用、教育カリキュラムなどについての学校経営を、それぞれの地域で自主的・自律的に行うことができる。学校理事会は、保護者の中から選出された代表、地方教育当局の代表、教員の中から選挙で選出された代表、校長、地域の教

会、警察、産業界などの地域代表などが、一定の比率で構成される。学校理事会の重要な役割として、保護者や地域住民に対する学校状況の説明責任がある。アメリカのチャータースクールと同様、学校の状況や運営の実態を知らせることが義務とされ、学校理事会は保護者や地域住民と学校をつなぐ、パイプ役を務めるようになった。今まで一方通行であった学校の情報が、保護者や地域住民が学校運営に参加することで、双方向の流れとなり、学校を地域に開き、地域が学校を支え、地域の学校として学校を運営することが可能となった。しかし教職の専門職性と、地域住民の素人支配との調和の対立や、校長の経営権限と学校理事会の権限のバランスの問題など、学校理事会にも問題点が指摘されている⁴。この解決のためには、校長のリーダーシップが必要不可欠であり、校長と理事の良好な関係の維持が重要であるとされている⁵。

イギリスの学校教育はアメリカと異なり、資金面では全額国からの援助が出るため自由にみえる一方、国による厳しい監査があり学校は厳しい市場社会に入れられている。しかし保護者や地域住民の声が最も多く取り入れられ、学校経営がなされているといえる。

第4章 日本の公教育における新しい方向性

日本では1998年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」により、学校の自主性・自律性の確立として、校長の方針のもとに地域の実情に応じた組織的な学校運営が行われるようにするために、学校の裁量を拡大する方向での学校管理規則の見直し、校長の任用資格の弾力化、職員会議の性格の明確化、校長の推薦による学校評議員制度の導入など学校運営の全権を校長に集約し、そのリーダーシップによる学校経営が期待されている。学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し保護者や地域住民の意向を把握・反映し、学校の状況を説明する責任を果たすことをねらいとしている。また、学校評価も既に始まっており、内部評価・外部評価ともに取り組みが行われ、学校選択制度も進められ、日本においても市場社会に学校が入れられてつつある。

そして2004年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、学校を指定し学校の運営に関して協議する機関として学校運営協議会を置くことができるようになり、学校の運営や教育委員会、校長に対して意見を述べるようになった。校長は教育課程の編成などの学校運営の基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならなくなり、より地域住民の声を反映させることが可能になった。

そしてコミュニティ・スクールが2000年9月の教育改革国民会議の中間報告「教育を変える17の提案」で「新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール等）の設置を促進する」のなかで設置が提言された。コミュニティ・スクールの導入については、地域学校運営協議会の設置、教職員人事や予算使途の決定、教育課程など学校の管理運営について、学校の裁量権を拡大し、保護者、地域の意向が反映され、独自性が確保されるような法制度整備に向けた検討を行うべきであるとされた。平成15年にモデル校による実践研究を行うに

あたって、一つ目に、学校の裁量権の拡大として、人事・予算面および教育課程の編成の面で、校長の意向を尊重し、学校の裁量権拡大を主とした研究を実施。二つ目に、学校と地域（コミュニティ）との連携として、学校における地域人材の積極的な活用や、学校の教育活動について評価を行う地域学校協議会の設置など、学校と地域の連携を主とする研究を実施。三つ目に、その他学校運営に関する事項として、自治体および学校の提案による学校運営の改善に資する研究を実施する。以上の観点から実践研究は行われ、地域に根ざした教育をすることはもちろん、その地域のニーズに合った教育をすることができており、その学校独自のカリキュラムを新設した学校までも見ることができた。

そのなかで、東京都足立区五反野小学校の事例を挙げる。五反野小学校はイギリスの学校理事会制度を取り入れている。理事会の発足にあたり、「目指す学校像」「望む校長像」「望む教師像」「望まれる家庭像」「望まれる児童像」が目標として設置された。イギリス同様、学校理事会を「校長をしのぐ最高意思決定機関」とし、様々な取り組みを行った。イギリスでは人事権を持つが、日本では難しいことから、非常勤の募集にとどまった。また予算に関しては学校予算の編成の流れを明らかにし、余った予算を別の予算に組み替えるなど、経営努力を行ってきたけれど、予算全般に意見を出すことはできないので、幅を広げるよう取り組み中である。教育課程に関しても基礎基本の定着のため、徹底した反復練習を取り入れ、家庭の教育力向上、地域人材の参加による教育活動を推進し、活性化しようとしている。家庭の教育力向上は、五反野小学校の目標の一つであり、家庭にも学校が意見し、また家庭も学校に意見ができるので、双方の意見交換が活発となり、イギリス同様、学校理事会が学校と家庭のパイプ役となり、日本でも学校状況の説明会を行い、意見のやり取りが行われている。学校評価も早くから取り入れ、内部評価・外部評価ともに行われ、その結果に対する交流会が行われ、結果を放置することなく、教員も授業の仕方を改善するなど対策が取られている。

しかしながらこれらの実践は、学校の裁量権の拡大や、相互連携のための地域コミュニティづくりに関して多くの課題を残したままである。コミュニティ・スクールという新しい形の学校を実践していくためには地域コミュニティの力が必要であるが、自治能力低下により地域コミュニティの力がまだ育成されておらず、まずは地域コミュニティ育成をどのようにしていくかということが今後の大きな課題となりうる。

学校改革を進めるためには、国による改革だけではなく地域住民の意見が必要不可欠である。学校は地域のなかに存在し、学校は地域全体でつくるものであるという意識を持ち、お互いの意見を交換することができる場所や機会を設けることが必要である。このような場所を持ち合わせたものがコミュニティ・スクールであり、今後さらなる発展をしていくことを願う。また学校選択性も始まっており、私事化社会が広がるなか、子どもたちのニーズに合った教育を行うことが求められる。地方分権が広がり、地域格差も広がることが予想される。この格差を是正するために、それぞれの地域が特色を生かし、学校、地域社会、家庭の連携をこれまで以上に進めていかなければならないと考える。

おわりに 今後の学校教育の展望

これまで、日本において、教育改革が行われる際は、国主導で行われ、各学校は文部科学省の決定に従っていくしかなかった。しかし現在では、地方の力で教育を動かし、国を動かしていくことが可能となった。それは、教育の自由化・市場化から始まったことであり、学校教育は個別のニーズに合わせることができるようになった。また個人だけでなく、地域の特色に応じた教育もすることができるようになった。各地域にはそれぞれの特色があり、それぞれの良さを持ち合わせている。その良さを生かした教育ができるよう、全国一律の画一的な学校教育から、それぞれの学校で異なる教育へと転換した。コミュニティ・スクールは地域の声をそのまま生かすことができるような仕組みであり、従来見ることでできなかった新しい学校教育の形である。

地域の特色を生かすことによって、地域に根ざした教育を行うことができる半面、希薄化が問題視されている地域のコミュニティに対して、新たな対策が求められるようになる。地域の人々同士の結びつきはもちろん、地域と地域の結びつき、学校との関係もすべて、改善していくべき課題となる。これに対する具体的な策として、地域の発言力を高めるため、地方が自由に使える費用を増やし、地域独自で対策がとれるようする動きは見られる。しかしながら、そうなると地域により対策が異なり、統一性がなくなる。これは公教育の“平等性”に欠けてしまうこととなりうる。これはまた新たな問題の出現となるが、今現在のところではこれまで画一的でありすぎた学校教育への新たな動きとして、「地域の独自性」を重要視している。

その学校に合った教育とは何か。子どもたちのニーズ、地域社会のニーズとは何か。その学校だけの特色とは一体何かを踏まえた上で学校を作り上げていかなければならない。そうして学校選択性が取り入れられてことで、日本でもチャータースクールの様に、入学時における保護者への説明会を通じて学校から保護者へのアカウンタビリティを徹底している。しかし学校選択性は、学校を競争社会に入れ、市場社会へと入れてしまう。これまで何事もなく落ちていた学校が、慌ただしい雰囲気にも包まれる時期が来るのかもしれない。しかし画一的でありすぎる学校より、新しい取り組みを始め、子どもたちのニーズに合った教育を進め、魅力のある学校が理想的であると思われる。確かに学校が競争社会、市場社会の中に入り込んでしまうと、子どもたちは安心して授業を受けることができなくなるという意見もあるかもしれない。しかし、従来のどこに行っても同じ教育というつまらない学校教育よりも、それぞれの特色を生かし、魅力ある学校づくりを進め、教師を含め、子どもたちが輝いている学校の方が求められる。

特色ある学校づくりをしていくことは、絶えず苦勞のいるものであるからこそ、学校だけで取り組んでいくのではなく、保護者や地域社会の人々が加わり、地域社会の中の学校として、地域全体で取り組んでいくのである。その際、イギリスの学校理事会のように、学校代表、保護者代表、地域代表のように、それぞれの代表がすべて加わり、今後の学校の在り方について、関係者全員で考えていかなければならない。

IV. 主要参考文献

- ・ 市川昭午、2006 年、『教育の私事化と公教育の解体 ― 義務教育と私学教育』教育開発研究所
- ・ 黒崎勲、2004 年、『新しいタイプの公立学校』同時代社
- ・ 金子郁容、2000 年、『コミュニティ・スクール構想―学校を改革するために』岩波書店
- ・ 藤田英典、2005 年、『義務教育を問いなおす』ちくま新書
- ・ 藤田英典、1997 年、『教育改革―共生時代の学校づくり』岩波新書
- ・ 井深雄二、2000 年、『現代日本の教育改革―教育の私事化と公共性の再建―』自治体研究社
- ・ 山岸利次、2001 年、「学校選択制度の導入」太田和敬編『学校選択を考える』至文堂
- ・ Rosenblum Brigham Associates、1998、『Innovation and Massachusetts Charter Schools』Boston : Massachusetts Department of Education
- ・ 小川正人編、2005 年、『義務教育改革』教育開発研究所
- ・ 「今後の学校の管理運営の在り方について」（中央教育審議会答申）2004 年
- ・ 長尾十三二、1886 年、『国民教育の歴史と論理』第一法規
- ・ 松島均編、1992 年、『近代教育の史的展開』紫峰図書
- ・ 堀内孜、2000 年、『地方分権と教育委員会制度』ぎょうせい
- ・ チェスター・E・フィン J r .、2001 年、『チャーター・スクールの胎動―新しい公教育を目指して』青木書店
- ・ 北野秋男、2003 年、『アメリカ公教育思想形成と史的研究』風間書房
- ・ 『米国の公教育改革とチャーター・スクールの選択・文献・民営化―』自治体国際化協会、1997 年
- ・ 上村作郎、2003 年、「アメリカにおける教育改革の一事例 ―チャーター・スクールを中心に―」『レファレンス』
- ・ 加藤 憲雄、2005 年、『米国のチャーター・スクールは今 ―その現実と可能性を探る―』
- ・ 鶴浦裕、2000 年、「カリフォルニア州のチャーター・スクール制度とサンフランシスコ統合学校区」『札幌大学総合叢』
- ・ 吉田喜由、1972 年、『イギリスの教育』自治日報社
- ・ 小松郁夫、2005 年、『これからの学校像―イギリス教育改革からの示唆―』国立教育政策研究所
- ・ 小松郁夫、1988 年、「英国における学校理事会とその改革」『日本教育経営学会紀要』
- ・ 阿部菜穂子、2007 年、『イギリス「教育改革」の教訓』岩波書店
- ・ 日永龍彦、1994 年、「イギリスのローカル・マネジメント・オブ・スクールズ (LMS) における評価活動に関する考察」『教育経営教育行政学研究紀要』
- ・ 勝野正章、1993 年、「イギリスにおける学校のローカル・マネジメント」『東京大学教育学部紀要』

- ・ 『コミュニティ・スクールへの挑戦』実践報告書（五反野小学校ホームページ）
http://www.adachi.ne.jp/users/adgota/school/pdf/report_R.pdf
- ・ 『学校が変わる』実践報告書（五反野小学校ホームページ）
http://www.adachi.ne.jp/users/adgota/school/pdf/report_G.pdf

¹ 市川昭午、2006、p.64 - 65

² 同上、p.58

³ 金子郁容、2000、p.182

⁴ 小松郁夫、1988、p.138 - 139

⁵ 雲尾周、2002、p38